

鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年4月1日制定）第3条に規定する経済変動事象であり、別表第1欄に定める経済変動事象を対象とした融資（以下「対象融資」という。）を受けた者の対象融資に係る利子負担の軽減を図ることにより、経済変動事象により影響を受けた者の資金繰り環境の円滑化を図ることを目的に交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 対象融資を別表第2欄に掲げる期間に申し込んだ鳥取市内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 次に掲げる市税等を滞納していない者であること。

- ア 市税
- イ 国民健康保険料
- ウ 後期高齢者医療保険料
- エ 介護保険料
- オ 保育所保育料
- カ 下水道使用料
- キ 下水道受益者負担金

(補助対象期間)

第4条 本補助金の交付の対象となる期間は、別表第3欄に掲げる期間で、最初の約定償還日の属する月から起算して36月以内とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期に補助対象者が支払った対象融資の新規借入金に対する利子（借入金に対する利子に、新規借入金の借入金に占める割合を

乗じて得た額をいう。)に相当する額(融資利率を年1.50パーセントとした場合の利子に相当する額を上限とする。)に別表第4欄の補助率を乗じて得た額(1円未満の端数は、これを切り捨てる。)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象者が償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としないものとする。

(補助申請等)

第6条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付申請及び請求を併合して行うこととし、本補助金の交付申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。

2 前項の手続は、上期又は下期の各期分について、それぞれの当該各期の終了後速やかに行わなければならない。

3 様式第1号に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 利子払込証明書(様式第2号)
- (2) 市税等納付状況確認同意書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(着手届を要しない場合)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は、これを要しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月14日から施行し、令和2年1月6日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年2月14日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年10月25日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行し、令和5年7月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月7日から施行し、令和5年9月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行し、令和6年7月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月27日から施行し、令和6年8月9日以降の利子負担から適用する。

(経過措置)

2 令和6年8月9日より前に申し込みのあった改正前の別表に定める令和6年度円安に伴う経済変動に基づく新規借入金に係る利子は、改正後の別表に定める令和6年度為替相場の急激な変動に基づく新規借入金に係る利子とみなして、第5条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月17日から施行し、令和6年10月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行し、令和7年1月1日以降の利子負担から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行し、令和7年4月1日以降の利子負担から適用する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

1 経済変動事象	2 資金取扱期間	3 補助対象期間等	4 補助率
令和3年度燃油価格の高騰	令和3年10月25日から令和4年3月31日まで	令和3年10月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2/3
令和4年度燃油及び原材料価格高騰・円安	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	令和4年4月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2/3
令和5年度エネルギー・原材料価格の高騰	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年4月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2/3
令和5年度トスク等JA生活店舗再編	令和5年9月1日から令和6年3月31日まで	令和5年9月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2/3
令和6年度エネルギー・原材料価格の高騰	令和6年4月1日から令和6年6月30日まで	令和6年4月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2/3
令和6年度為替相場の急激な変動	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで	令和6年7月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2/3
令和7年度為替相場の急激な変動	令和7年4月1日から令和7年9月30日まで	令和7年4月以降 (借換資金に係る部分を除く。)	2/3